

## 災害時における法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の 申告期限等の延長について

災害で被害を受け、期限までに申告等をするのが困難な場合には、申告・申請・届出等の提出又は納付について、次のとおり期限の延長することができます。

### 1 告示により指定された地域に主たる事務所等を有する法人(申請不要)

地域指定された地域に主たる事務所又は事業所を有する法人は、特段の手続を経ることなく、指定された期日まで申告・納付の期限が延長されます。

### 2 1以外の地域に事務所等を有する法人で期限までに申告等をするのが困難な場合(申請必要)

次のいずれかの申告納付期限の延長申請ができます。

#### (1) 北海道税条例第20条による災害等による期限の延長

法人道民税 法人事業税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆延長期限 延長理由のやんだ日から2月以内</li> <li>◆適用 すべての申告、申請、届出</li> <li>◆延滞金 延長された納期限の翌日から計算</li> <li>◆申請期限 延長理由のやんだ後、遅滞なく</li> <li>◆提出書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書(任意様式)</li> <li>・法人税に係る提出期限の延長の申請書の写し</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 申請書のひな型を用意しておりますので、下記までお問い合わせください。</p>
---------------------------	---

#### (2) 地方税法第72条の25第2項ほか(第72条の28第2項において準用する場合を含む)による災害延長

法人道民税	<p>申請、届出等は不要です。</p> <p>※ 税務署で延長申請が認められた場合は、法人税の申告期限まで延長されます。</p>
法人事業税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆延長期限 指定する日</li> <li>◆適用 確定申告</li> <li>◆延滞金 延長された納期限の翌日から計算</li> <li>◆申請期限 事業年度終了の日から45日以内</li> <li>◆申請様式             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13号様式(災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書)</li> <li>・法人税に係る提出期限の延長の申請書の写し</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 法人税の申告期限に準じる期限で延長されます。</p>

### 提出及び問い合わせ先

北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課事業税第二グループ  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2F  
TEL: 011-204-5083 FAX: 011-232-8697